

## 第七節 ゆり事情

- 一、昭和二年（一九二七）
- (一) ゆりの病害虫防除について県の指導が始まった。
- (二) 生産農家はゆり根貿易の将来を考えて、ウイルス病その他の罹病球根の除去等県の指導に進んで協力するようになった。
- (三) ゆり根取り引き価格  
五寸―三銭 六寸―五銭 七寸―七銭  
八寸―九銭 九寸―十一銭 尺以上―十三銭
- 二、昭和三年（一九二八）
- (一) 東京・埼玉・千葉・山梨・長崎・群馬・佐賀などのゆりの主産地をはじめ、各産地に逐次ゆりの同業組合が結成されて栽培や販売を共同で運営するようになった。
- (二) 県内でもこしき島ゆり同業組合ができた。

- (三) ゆり根取り引き価格  
五寸―二銭 六寸―四銭 七寸―六銭  
八寸―八銭 九寸―十銭 尺以上―十二銭

三、昭和四年（一九二九）

- (一) 和泊村・知名村のゆり生産者を組合員として沖永良部信用販売利用組合（沖永良部百合同業組合）が設立された。組合ができたので、直接生産者が商社や仲買人と接触せずに、同業組合が商社と建値の折衝をして取り引きするようになった。したがって、一方的に損害を受けた立山買いの取り引きも跡をたつた。
- (二) 同業組合ができるまでは生産者代表として交渉員が各社とゆりの取り引き価格を決めていた。
- (三) 玉取（商社の球根検査）は商社側の玉取であつて会社の出張員や埼玉県・群馬県のゆり生産者を雇つてきて玉取をさせていた。また、地元の生産者からも商社が雇つて玉取をさせていた。同業組合ができてからは組合検査となり、組合員から球根検査員が出て検査するようになった。
- (四) 県当局が病害虫防除ならびに栽培指導・検査に力を

入れるようになった。

- (五) 商社の玉取時代は球根の数や寸法の不法取り引きがあつて、生産者は不利なことがあつた。生産者の前で平気で不法取り引きをする商人がいたので、「横浜商人は生馬の目を抜く」とまで言われていた。

(六) 永良部百合根同業組合定款の抜粋

- 第一条 本組合は改良統一を図り、営業上の弊害を矯正し、組合員の利益を増進するを以て目的とする。
- 第二条 本組合は前条の目的を達成するため左の業務を行う。

- (一) 品種の選択統一をなし品質の向上を図る事
- (二) 病害虫防除に関する事項
- (三) 販買の斡旋に関する事項
- (四) 荷造り及び運搬上改善に関する事項
- (五) 営業上に関し行政庁に建議し、または其の諮問に応ずる事

(六) 前各項の外、本組合の目的を達する必要な事項

第三条 本組合は永良部百合根同業組合と称す。

第四条 本組合の事務所は鹿児島県大島郡和泊村役場に置き、支所を同県同郡知名村役場に置く。

第五条 本組合は鹿児島県大島郡沖永良部島一円を地区とし、ゆり栽培者を以て組織する。

第六条 本組合の地区内に於てゆり栽培を営む者は其の住所氏名を組合長に届けて組合員に加入すれば、前項の届け出を受けたる時は、組合長はこれを組合員名簿に記載するものとする。

第三条 本組合に左の役員を置く。

組合長一名 副組合長三名 組合書記・会計二名 評議員一〇名

第十九条 本組合に左の職員を置く。

書記二名 検査員若干名 技術員四名 小組頭三八名

※ 小組頭は組合長の指揮を受け組合経費の徴集、会書の配布及び経費の収集に従事する。

第三八条 百合組合はゆり根の販売については買取人との間には価格を指定し、買取人をして代金を予納せしむるものとする。（以下略す。）

(七) ゆり根取り引き価格

小五寸―一銭 五寸―二銭 六寸―四銭  
七寸―六銭 八寸―八銭 九寸―十銭

尺以上—十二銭  
小五寸の取り引きが始まった。

#### 四、昭和五年（一九三〇）

(一) ゆりの圃場栽培地検査を実施することになり、圃場検査合格証を出荷箱に貼布して出荷する事になった。病害虫防除に関する注意を大いに喚起することになった。

#### (二) ゆり根取り引き価格

小五寸—二銭 五寸—四銭 六寸—六銭  
七寸—八銭 八寸—十銭 九寸—十二銭  
尺以上—十四銭

(三) 昭和五年六月、バイラス対策として苗圃を設置した。和泊村一反、知名村一反、同業組合が設置した。

町田実彦氏が同業組合のゆり栽培の指導員であった。

#### 五、昭和六年（一九三一）

(一) ゆり球根が六十六万七千五百五十五球生産過剰となり、ハシケに積んで沖の海中に投棄した。これによつて乱売

防止ができ、販売価格の維持ができるからである。

(二) 過剰球の補償は全組合員の負担とする。

(三) 過剰球が出て、海中にすてなければならぬ状態を見て、当時の和泊村助役山口禎善氏が「エラブユリの花」の歌を作った。後この歌は現和泊町長（ゆり組合長）武田恵喜光氏が補作した。

#### (四) ゆり根取り引き価格

小五寸—三銭 五寸—四銭 六寸—六銭  
七寸—八銭 八寸—十銭 九寸—十二銭  
尺以上—十四銭

#### 六、昭和七年（一九三二）

(一) 輸出品の品質の統制をはかるとともにダンピング等無謀な競争をさげ、輸出業者と生産者の利益を守るために、商工省が認可した輸出商による日本百合根輸出組合が設立された。

(二) 日本百合根輸出組合に関係のない三菱商事では、エラブ島のゆりの売買を一手に引き受けようとする意図で、沖永良部信用販売購買組合（沖永良部百合同業組合）と契約を結び、これまで購入していた商社および

これに協力していた農家と、同業組合側の生産者との間にゆり戦争といわれる紛争が起こった。

(三) 三菱商事進出の真相。昭和三年よりゆり根の輸出を始めた某商社は、内にありてはゆり買入れに際してしばしば悪らつな手段をくり返し、海外に向かつては不良品を積送して本邦ゆり根の不評の因をなし、その当然の結果として近年に至つては内外共にほとんど同商會を顧みなくなった。

沖永良部島百合根信用販売組合理事と和泊村助役は一部の有力者と話し合い、知名村助役とともに上京し三菱商事と交渉して、三カ年ゆり根一手売買の契約を締結した。沖永良部同業組合では、その前年過剰六十六万球を海中にすてた事があつたので、三菱の進出で今後はそのようなことはないだろうと喜んだ。しかし、その条項に委託販売が含まれていたので、生産者は不利になると考え、従来二十余年も取り引きした輸出商への恩義もあり、今この期に縁を切ることは商業道徳上よくないし、また、今後三菱商事に独占されると将来は実に不安になると判断した。同志百三十八名は、断岡反対を表明し組合から脱退した。沖永良部百合同業

組合は島民から不法防止実行員を集め、組合に属しない反対者に圧力を加えた。

#### (四) 一例を示すと

- 1 一切の交通機関ならびに運搬機関の利用を禁止する。
- 2 生活必需品の交換売買をなさぬこと。
- 3 親戚友人であっても交際を断つこと。
- 4 飲料水の供給を断つことなど、あらゆる手段で百三十八名の生活をおびやかすにいたつた。
- 5 中には公職・役職をやめなければならないことになった人もいる。元和泊尋常高等小学校の先生でその時教壇を去り、その後、和泊町役場に二十九年間勤め、内二十二年間は、助役職について町行政の振興発展に大きな功績を残し、昭和四十三年勇退した花田吉浦氏もその一人である。

6 喜美留新井組は人手不足のため沖繩県久米島から大勢の工夫を雇い、ゆりの掘取・荷造・出荷の仕事させたほどであった。

7 反対派のゆりは二百七十万球の内、合格球は七十万球程度であった。その時の反対派の球根に対する

検査がいかに嚴重であつたかが想像できる。

その上、合格球を荷造りしたものは無断出荷を許さず、組合側からゆりを詰めた箱は封印され、自由に出荷させなかつた。

三菱商事側は、もし反対者がゆり箱を出荷した場合は契約を破棄するという事であつた。

また、反対者側は旧来の関係輸出商に販売すべく、ついに七月七日を期して国頭佐々木保賢氏（進氏の父）のゆり箱を最初に持ち出す事になり、反対者側は家族を動員して佐々木氏宅に集まつた。商社側は植木会社・新井商店・高木商会・田中幸太郎商店・日本輸出合資会社の出張員が集まつた。船積みの間が近づいたので、商社の代表植木会社の打木辰雄氏と新井商店の尾島俊夫氏が、封印をとかせるように同業組合に掛けあいに行つたが会えず、警察署長に封印を切つて出荷するとの説明をして強制出荷をした。百合組合は検査員や不法防止員が集まつたので、当時の国頭区長先田先業氏が二つホラガイで部落民に合図をした。国頭部落民や他部落民が黒山のように集まつた。両者とも、ものものしい雰囲気であつた。

遺された。

この紛争は大事にいたらず無事におさまつたが、ゆり栽培史上最大の不祥事件であつた。在郷軍人の分会長が防止員で在郷軍人も動員したので憲兵曹長が沖永良部に派遣された。

8 植木株式会社出張員は大山旅館に、新井商店は伊集院旅館に宿泊していたが、旅館の中に石を投げこまれたり、防害されて寝られずに、屋根の上で一夜を明かした事もあつたそうである。三菱側のボスに植木会社の平井新三氏と古川嘉英氏が長浜海岸に呼び出されて制裁を受けたので、出張員の中にはこわくなって沖繩へ逃げた人もいたという。

9 反対者の組合員百三十八人の内、新井組が七十八名他社六十名であつた。

10 反対者側の中心になつた主動者は、

田中幸太郎商店関係者	市来政敏氏
高木商会	大里宮元氏
植木会社	陽 兼生氏
寺内商会	木尾為傑氏
新井商店	永吉池治氏・東忠人氏

にらみあいが続いた。植木会社の古川嘉英氏は柔道

三段で体格も大きくかつぶくもよかつた。午後三時ごろ、古川氏が封印を切つて和泊の山口先高氏の馬車にゆり箱を積み隊伍を組んで和泊棧橋に向かつた。途中、南洲橋付近には組合側の防止員を先頭に多数の人が氣勢を上げ防害行動に出たが、百三十八名は決死の覚悟で大勢を押し破り、二、三の小ぜりあいはあつたが前もつて警備についていた署長以下の警察署員が中に割つてはいり、血を見ずに船積みをした。ハシケは組合側の協力が得られず他からチャーターして積みこみを終えた。が、今後の事態は予測できないので、署長以下十二名の警察陣容ではとても手不足で万一のときに備えられないということ、七月八日になつて松本休七沖永良部署長から鹿児島県警察本部へ打電した。電文は「ゆり出荷問題に關し七日八日にかけて騒ぎを起こし、組合側は各所で出荷妨害をなしますます悪化する見込み、検事正と打ち合わせの上検事・予審判事の急派遣を請う。なお、ひきつづき暴動激化のおそれあり」である。そのため県では保安課の警官が応援のため派

らであつた。

11 日本ゆり輸出組合長鈴木清蔵氏は鹿児島県知事野次郎あて陳情書で、同業組合側の検査不正と自由取り引き派への圧迫ぶりを訴えた。

12 七月八日鹿児島新聞記事と七月九日福岡日日新聞（現西日本新聞）記事転記

沖永良部ゆり根問題悪化、輸出ゆり根同業組合三〇〇名と反対者組合一三八名が対立争議、遂に暴動の危険に瀕す。鹿児島県下の絶海の孤島大島郡沖永良部島では同島名産のゆり根の取引問題から輸出ゆり同業組合三〇〇余名と、之に反対する一三八名の少数派との間に紛争を惹起し、絶海孤島の別天地は一大暴動化せんとする危険に瀕せりとの急電が八日朝鹿児島県警察部に到着し成行きを大いに危険視するとともに県警察部及び大島署から警察官を急遽派遣する事となつた。事の起り及び危機迫つて居ると云う現状は次のとおりである。

沖永良部のゆりは年産額五〇万円に達し県下唯一の重要海外輸出品として島民生活を潤ほして居るが、最近主なるゆり栽培者三〇〇〇余名が輸出百合

同業組合を組織して三菱商事との間に特約取引を契約した為、これに反対する一三八名の少数派に対しては、組合定款に基き組合外の取引を阻止して、違約金徴集其の他の動きを起して居たが、県当局では同業組合の希望通り組合定款の変更を認めた結果、組合に加盟せざる少数派には頗ぶる不利となると共に、自由取引の途を殆んど失つたに等しく、遂に少数派では一致団結して、二〇数年前から取引をしてゐる横浜其の他の地方の輸出商人と相呼応し、貯蔵するゆり根二五〇万球を島外にはこんで輸出せんと計画したため、大多数を占める組合員は組合定款をたてにして少数派の自由取引を阻止し、海岸一帯には監視員を配置し、中には暴力行為を以てこれに臨むがごとき傾向に現れ、数日前から沖永良部島のゆり根騒動は刻々悪化の傾向となつたため、県警察部では成行を警戒していた折柄、前記の如く八日県知事及び警察部長宛松本同島署長から「七日以来同業組合及び少数派の対立争議惹起し、出品妨害の行為多く形勢悪化し、此際主謀者を拘引せねばゆり取引の公平は期し難く、検事正と打合わせの上検事及び

予審判事など急遽出張させられたし、事態は暴動化する慮あり」との急電が到着したので、八日午後一時から広岡保安・田中特高・江口高等・上村刑事の各課長は大いに驚き協議打合わせの結果検事局の指揮を求め、同日午後五時出港の開城丸にて保安課園田警部・特高課中間警部補・刑事課有村警部補三名を派遣し、一行は大島署・徳之島署から応援巡查十五〇十六名を引連れて沖永良部島へ急行する事になつた。同島警察は松本署長以下一二名で、万一悪化する場合は警察力手不足にして頗る危険とされていた。

13 三菱商事が積み出した球数は五〇〇万球であつた。

14 この事件は検事が取り調べ、鹿児島地方裁判所から組合側の主謀者六名に有罪の判決があつた。

15 木尾為傑氏は気骨があり正義感の強い人であつた。百合同業組合の主旨にはついて行けないという事で、組合から脱退した百三十八名の主動者として団結を図つて来た人だけに門カド（宅地に通じる道路）が長いのでゆり組合側の不法防止員が毎日監視して

いたという。ある日、組合側の防止員某氏が木尾氏との交渉のためおとずれた。そのなりゆきを見るため宅地内には黒山のように人が集まり、それを見かねて母堂がおいはらつたので、門の前のガジュマルの太木にのぼつて交渉のなりゆきを見まもつていたという。

(五) 取り引き価格 小五寸—三銭 五寸—四銭

六寸—六銭 七寸—八銭 八寸—十銭

九寸—十二銭 尺以上—十四銭

七、昭和八年（一九三三）

(一) 鹿児島県ゆり検査条例が施行された。七月からゆり根の県営検査となり担当者児玉義人技師が実施指導に当たつた。検査の対象がアング種だけに限定されたので、大里宮元氏は徳之島と与論島で植村ゆりの栽培計画をしたが失敗した。それは沖永良部同業組合の不法ゆり持ち出しを止める準備がきびしかつたからである。二回目の計画は成功し、徳之島と与論に植村ゆりを栽培させた。知名町新山松治氏（森山繁氏の父）は与論のクリ舟を雇い、夜白浜港から運び出し、与論島で栽培して横浜商人に売つた

(二) 取り引き価格

小五寸—三銭 五寸—四銭 六寸—六銭

七寸—八銭 八寸—十銭 九寸—十二銭

尺以上—十四銭

八、昭和九年（一九三四）

(一) 鹿児島県ゆり検査条例によって圃場検査・球根検査が実施された。全島から検査員を採用し全島一円に配置して、検査が公平にできるようにした。

(二) 三菱商事は、ゆりの病害が多かつたので補償金を要求された。

(三) 取り引き価格

小五寸—三銭 五寸—四銭 六寸—六銭

七寸—八銭 八寸—十銭 九寸—十二銭

尺以上—十四銭

九、昭和十年（一九三五）

(一) 沖永良部百合根同業組合が廃止になつた。

(二) 鹿児島県は輸出ゆり根の病虫害防除について徹底的に指導した。

(三) 三菱商事会社と無条件委託 平均一銭

十、昭和十一年（一九三六）

(一) 二・二六事件おこる。

(二) 鹿児島県ゆり検査条例が一部改正となった。検査は移出するゆりについて行う。

(三) 移出検査の期間は六月一日から八月十日までとする。

(四) 圃場検査申請は毎年三月十日までに提出すること。移出検査申請は五日前までに提出すること。

(六) ゆり根取り引き価格

小五寸―八厘 五寸―一銭 六寸―二銭

七寸―三銭 八寸―四銭 九寸―五銭

尺以上―六銭